

2013年7月17日

みんなの年金について考えよう 第4回

全3頁

# 年金給付について～老齢年金編②

金融調査部 研究員  
佐川 あぐり

前回は、私たち国民が老齢になった時に受け取ることのできる【老齢年金】のうち、『老齢基礎年金』について解説しました。今回は、民間サラリーマンだった人が『老齢基礎年金』に上乘せして受け取ることのできる『老齢厚生年金』について取り上げます。

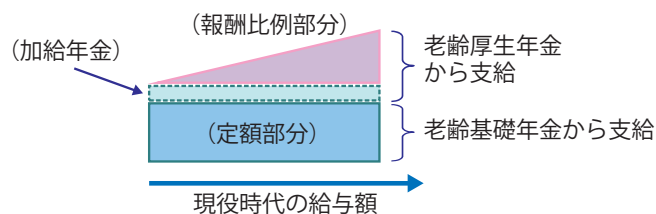
## ■民間サラリーマンを対象とした『老齢厚生年金』

『老齢厚生年金』は、「厚生年金」に加入する民間サラリーマンを対象として支給される年金で、それを受け取るためには、全国民に共通した『老齢基礎年金』の受給資格を満たしていることが必要です。支給開始年齢は65歳とされていますが、当面の間は、特例的に60歳から64歳の間で『特別支給の老齢厚生年金』が支給されています（ただし、段階的に廃止されます。後述参照）。

## ■『老齢厚生年金』から支給される年金額は？

『老齢厚生年金』からは、現役時代の給与額に比例して決まる「報酬比例部分」に、「加給年金」が加算されて支給されます。これらが、『老齢基礎年金』から支給される「定額部分」に上乘せされるため、一般的な民間サラリーマンを対象とした年金額のイメージは、[図表1](#)のようになります。

図表1 民間サラリーマンであった人が受け取ることのできる【老齢年金】



(出所) 日本年金機構ウェブサイトを参考に大和総研作成

「報酬比例部分」については、厚生年金に加入した全期間での給与額や賞与額の平均をもとに、生年月日に応じた率、最近の賃金水準や物価水準を考慮した再評価率などで調整し、計算された額となります。

「加給年金」は、[図表2](#)に示すように、(加入者が生活を養う必要のある)配偶者や子どもについての支給要件を満たしている場合に、加算されます。配偶者がいて「加給年金」の支給を受けていた場合、配偶者が65歳になり『老齢基礎年金』を受け取ることができるようになると、「加給年金」の支給はストップされますが、代わりに「振替加算」が支給されます([第3回参照](#))。

なお、平成22年度において実際に支給された「定額部分」と「報酬比例部分」の合計(「加給年金」は含まない)の平均は、1カ月当たり153,344円でした。『老齢厚生年金』は、給与額によって「報酬比例部分」が変わりますし、家族構成によって「加給年金」もそれぞれ個別に違うため、自分が受け取る年金額の計算は複雑ですが、日本年金機構のウェブサイト「自分でできる年金額簡易試算」<sup>1)</sup>で、簡単な年金額の試算が可能です。将来の年金額の目安として、把握しておくとい良いでしょう。

**図表2 加給年金を受け取るための条件と、年金額**

支給要件	<p>&lt;受給者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金加入期間が20年以上</li> <li>※ 中高齢の資格期間短縮の特例を受けている場合も可</li> </ul> <p>&lt;配偶者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満、厚生年金の加入期間が20年未満、年収が850万未満であること</li> </ul> <p>&lt;子ども&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の子、20歳未満で障害等級1・2級に該当する子がある場合</li> <li>※ 人数に応じて加算</li> </ul>
年金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加給年金額 &lt;平成25年度&gt;</li> <li>※ 配偶者：226,300円</li> <li>※ 第2子まで(1人につき)：226,300円</li> <li>※ 第3子以降(1人につき)：75,400円</li> </ul>

(出所) 日本年金機構ウェブサイトを参考に大和総研作成

## ■ 『特別支給の老齢厚生年金』の支給は、段階的に廃止へ

従来、『老齢厚生年金』は60歳から受け取ることができましたが、少子高齢化の影響などにより、高齢者を支える現役世代の負担がますます増えていることから、昭和60(1985)年の法改正で65歳へと引き上げられました。ただし、すぐに65歳へと引き上げられるのではなく、将来的に3年に1歳のペースで段階的に引き上げられることが決定し、現在は、60歳から65歳への移行期間といえます。

この移行期間中に、60歳から64歳の間で支給される年金を『特別支給の老齢厚生年金』といい、その支給開始が最終的に65歳まで引き上げられた時点で、その制度は廃止されることになっています。「厚生年金」の加入期間が1年以上あることが必要で、支給される年金額は「定額部分」と「報酬比例部分」の2つ<sup>2)</sup>に分けられています。

1) <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3829>

2) 前述の、「加給年金」も支給されるが、ここでは「報酬比例部分」の加算部分とする。

具体的な支給開始年齢の引き上げスケジュールについて、[図表3](#)で確認しましょう。まず、「定額部分」を65歳まで引き上げ、その後「報酬比例部分」を引き上げる、というスケジュールになっており、生年月日によってそれぞれの支給開始年齢が異なります。例えば、昭和24年4月1日生まれの男性の場合、「定額部分」は64歳（2013年）から支給、「報酬比例部分」は60歳（2009年）から支給されています。女性の場合は、男性より5年遅れたスケジュールとなり、昭和26年8月10日生まれの女性の場合、「定額部分」は63歳（2014年）から支給されることになり、「報酬比例部分」は60歳（2011年）から支給されています。なお、「定額部分」と「報酬比例部分」のいずれも支給開始年齢が65歳となる、昭和36年4月2日生まれ以降の男性と、昭和41年4月2日生まれ以降の女性に関しては、65歳から『老齢基礎年金』と『老齢厚生年金』の支給が始まります。

図表3 『特別支給の老齢厚生年金』の支給開始年齢の引き上げスケジュール

男性の場合			女性の場合		
生年月日	定額部分	報酬比例部分	生年月日	定額部分	報酬比例部分
～昭和16年4月1日	60歳	60歳	～昭和21年4月1日	60歳	60歳
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	61歳	〃	昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	61歳	〃
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	62歳	〃	昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	62歳	〃
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	63歳	〃	昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	63歳	〃
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64歳	〃	昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	64歳	〃
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	65歳	〃	昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	65歳	〃
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	〃	61歳	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	〃	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	〃	62歳	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	〃	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	〃	63歳	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	〃	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	〃	64歳	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	〃	64歳
昭和36年4月2日～	〃	65歳	昭和41年4月2日～	〃	65歳

(出所) 日本年金機構ウェブサイトを参考に大和総研作成

## ■定年後も仕事を続けた場合の年金について

最近では、定年退職後もそのまま働き続けるという方も多いと思います。今年の4月には「高年齢者雇用安定法」が改正され、65歳までの雇用延長が段階的に（老齢厚生年金の支給開始年齢引き上げに合わせて）義務化されることになりました。今後、ますます、60歳以上ないし65歳以上でも現役で働く方たちが増えていくことになりそうです。

在職しながら『老齢厚生年金』を受け取ることは可能ですが、給与や賞与の額によって、年金額の一部、または全額が支給されない場合があります。さらに、高年齢雇用継続給付を受けている場合にも、年金額の一部が支給停止となる場合があります。また、雇用保険の失業給付を受けている方は、同時に年金を受け取ることはできません。きちんと確認する必要があります。

以上

(次回予告：障害年金、遺族年金について)